

# 募 集



## 保育園会計年度任用職員(保育士) 募集

### 業務内容

保育補助業務

### 賃金

市の規定に基づき支給

### ※通勤手当は距離に応じて支給

### 勤務地

市立保育園

### 勤務時間

午前7時30分～午後7時

(平日7時間以内勤務、休憩1時間

有)、週5日以内

### 応募資格

保育士資格を有する方

### 提出書類

履歴書(写真貼付)、資格証の写し

### ※後日依頼のときに健康診断書

### 提出先

子育て支援課(甚目寺庁舎)

### ※書類提出後、面接のうえ決定します。

### 問合先

子育て支援課

**☎ 444・3173  
FAX 443・3555**

# 税



## 個人事業税第二期分の納付をお忘れなく

個人事業税の第一期分の納期限は11月30日(火)です。

第2期分の納付書は、8月にお送りした納税通知書に同封しておりますので、次のいずれかの方法で納付

してください。(なお、納付書を紛失された方は管轄の県税事務所へお問い合わせください)

### 納付場所及び納付方法

・金融機関、県税事務所の窓口

・「コンビニエンスストア」、MMK設置店

・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキング

またはATM

・インターネット環境でのクレジットカードによる納付

・スマートフォン決済アプリ(Pay Pay、LINE Pay及びPay-B)による納付

・コンビニエンスストア、MMK設置店、スマートフォン決済アプリによる納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限ります。

その他 領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口または、コンビニエンスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納付には便利で安全な窓口振替の制度もあります。ご希望の方は窓口を開設している金融機関の窓口で手続をしてください。

### 問合先 西尾張県税事務所

県民税・事業税第一グループ

**☎ 0586・45・3169**

<https://www.pref.aichi.jp/soshi/ki/zeimu/>



ウェブサイトからダウンロードします。

問合先 税務課固定資産税係

**☎ 444・0509  
FAX 445・3856**

<https://www.city.ama.aichi.jp/kurashi/zeikin/kotei/1001948.html>

ml

# 福 祉



## 手当支給日のご案内

11月は、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当・特別児童扶養手当の支給月です。

各手当の振込み予定期間は、次のとおりです。ご確認ください。

11月10日(水)

・特別障害者手当

・障害児福祉手当

・経過的福祉手当

11月11日(木)

・特別児童扶養手当

問合先 社会福祉課

**☎ 444・3135  
FAX 443・3555**

ただし、往復はがきによる簡易申告書を提出された場合でも、資産の増減がある場合は、再度、償却資産申告書の提出をお願いします。

償却資産申告書の様式は、市公式

## アマノギフト申込みをお忘れでは ありませんか？

9月13日(月)に対象の皆様に発送したアマノギフトの申し込みをされていない方は、お忘れなくお申し込みください。

### ギフトの内容

市内の協力事業者が取り扱う商品または提供するサービス1点

### 対象者

令和3年8月1日において市に備える住民基本台帳に記録されている昭和31年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた方

### 申込み方法

申込ハガキに電話番号とカタログの中から希望するギフト番号を記入して、郵送にてお申込みください。

### 申込み期限

令和4年1月4日(火)必着

### ギフト発送

令和4年2月28日(月)までの間に協力事業者から直接発送されます。(随時)

### 問合先

社会福祉課 アマノギフト  
お問い合わせセンター

FAX 443・3555  
☎ 449・2424

☎ 0120・607・667

## 保険・年金



### 「特定保健指導」を受けましょう

あま市国民健康保険加入者のうち、

特定健診の受診結果から保健指導が必要と判断された方へ「特定保健指導」の「ご案内と利用券を郵送しています。

医療機関や保健師・管理栄養士による面談を通じて、生活習慣の振り返りをし、ライフスタイルに合った取り組みやすい目標設定を行うことで、生活習慣改善を図るためのサポートを受けられますので、ぜひこの利用ください。栄養・運動の話や実技の教室、個別相談会、訪問等ありますので、都合の良い方法をお選びください。

持ち物 本人確認ができる書類、基礎年金番号がわかる書類

場所 甚目寺庁舎 相談室

※事前予約はできません。

日時 11月16日(火)  
午前10時～正午、午後1時～3時

問合先 中村年金事務所  
保険医療課  
☎ 453・7200  
FAX 444・3168

実施期間 11月12日(金)～18日(木)  
午前8時30分～午後7時

※11月13日(土)、14日(日)は午前10時～午後5時

相談専用電話(女性の人权ホットライン)

利用方法につきましては、郵送された「案内を」ご覧ください。

問合先 保健医療課(保健事業グループ)  
ループ  
☎ 462・6683  
FAX 443・3555

年金相談「相談無料・秘密厳守」  
年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による、年金相談を開催します。お気軽におい

でください。

なお、相談窓口にみえた本人以外の方の相談については、夫婦、兄弟・姉妹等の親族であっても、相談内容に該当する本人の委任状が必要になります。

日時 11月12日(金)～25日(木)  
場所 甚目寺庁舎1階玄関ロビー  
問合先 人権推進課  
☎ 444・0398  
FAX 441・8330

### 全国一斉「女性の人权ホットライン」強化週間の実施について

DV、セクハラ、ストーカー行為といつた女性に関する人权問題について、強化週間を設けて相談に応じます。相談内容の秘密は固く守られますので、お気軽に相談してください。

実施期間 11月12日(金)～18日(木)  
午前8時30分～午後7時

問合先 名古屋法務局人权擁護部  
☎ 052・952・8111  
FAX 0570・070・810

午前8時30分～午後7時

相談専用電話(女性の人权ホット

ライン)

毎年11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

市ではこの期間中、市民の皆様にDVに関する知識を深めていただきため、甚目寺庁舎1階玄関ロビーにDVに関するパネル展示を実施します。ぜひ足を運んでみてください。

## 人 権



女性に対する暴力をなくす運動期間  
問合先 名古屋法務局人权擁護部  
☎ 052・952・8111  
FAX 0570・070・810

毎年11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。

市ではこの期間中、市民の皆様にDVに関する知識を深めていただきため、甚目寺庁舎1階玄関ロビーにDVに関するパネル展示を実施します。ぜひ足を運んでみてください。